

福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（骨子案）

1 基本的な考え方

- (1) 名称
 - ・「福島市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とする。
- (2) 実施根拠
 - ① 条例
 - ・理念（性の多様性の尊重など）を定める。
 - ② 要綱
 - ・具体的な手続きを定める。
- (3) 制度の法的効力
 - ・法律上の婚姻等とは異なる制度である。
 - ※戸籍や住民票上の記載が変わることはなく、相続、税金の控除等について婚姻等と同等の法的な権利や義務が発生するものではない。

2 目的と内容

- (1) 目的
 - ・性的少数者をはじめとする多様性を認め合い、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会を目指す。
- (2) 内容
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する書類を受領し、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付する。

3 対象者の範囲

- (1) パートナーシップ
 - ・互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した二者の関係である。
 - ※異性間の事実婚カップルを含む。
- (2) ファミリーシップ
 - ・パートナーシップにある者とその双方もしくは一方との生計を一にする子（養子を含む。）又は当該パートナーシップにある者の親（養親を含む。）との家族としての関係である。

4 宣誓できる方・必要書類

- (1) 宣誓できる方
 - ① 年齢
 - ・双方とも成年（18歳以上）である。

②住所

- ・いずれか一方が本市に住所を有する。

③婚姻等

- ア 配偶者がいない。
- イ 双方が宣誓しようとする者以外とパートナーシップ関係にない。
- ウ 直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない。
※双方の関係がパートナーシップにもとづく養子縁組の場合を除く。

④親及び子

- ア ファミリーシップ関係を希望する場合のみ。
- イ 年齢制限なし。
※親及び15歳以上の子である場合、本人の同意が必要である。

(2) 宣誓の方法・必要書類

①宣誓の方法

- ア 宣誓届
 - ・宣誓を希望する方が、必要書類を添えて市へ提出する。
- イ 宣誓書
 - ・宣誓日に来所し、宣誓書に自ら署名する。
※特別な事情がある場合は代筆を可能とする。

②必要書類

- ア 宣誓に関する書類
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（表面）
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の確認書（裏面）
- イ 住所確認
 - ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- ウ 独身確認
 - ・戸籍抄本等（婚姻していないことが確認できる書類）
- エ 本人確認
 - ・運転免許証、個人番号カード、旅券、在留カード
 - ・官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等
- オ 通称名の使用
 - ・日常生活において使用している通称名が確認できる書類
※性別違和等の事情がある場合、通称名（戸籍上の氏名に代わるものとして
広く通用しているもの）での宣誓が可能である。
- カ 親及び子
 - ・双方または一方と親及び子の関係性が確認できる書類
※住民票の写しまたは住民票記載事項証明書、戸籍抄本等

5 受領証等の手続き

(1) 交付書類

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

- ア 受領証明の文言（「宣誓したこと」を証明）
- イ 宣誓者の氏名（希望に応じて戸籍上の氏名または通称名、あるいはその併記）
- ウ 生年月日
- エ 宣誓日
- オ 交付番号
- カ 親及び子の氏名及び生年月日

② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

- ・ 宣誓書受領証と同様の内容を記載した、携帯可能な免許証サイズのカード

(2) 再交付の手続き

① 再交付

- ・ 宣誓書受領証等の紛失、き損、汚損等

② 記載事項の変更

- ・ 氏名（通称名を含む）や住所等に変更があったとき

③ 親及び子の氏名の削除

- ・ ファミリーシップ関係を解消しようとするときは、宣誓書受領証等に関する申立書により、氏名を削除することができる。

(3) 返還・無効の手続き

① 返還

- ア 双方の意思により、パートナーシップ関係が解消されたとき
 - イ 双方が市外転出するなど、市内に住所を有しなくなったとき
 - ウ 宣誓者の一方が死亡したとき
- ※一方のパートナーが所持を希望する場合を除く。

② 宣誓の無効

- ア 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- イ 宣誓日以後、届出の要件を満たさなくなったとき
- ウ 宣誓書受領証等の不正使用、濫用または公の秩序もしくは善良な風俗に反するとき

6 その他

(1) 個人情報の取扱い

- ・ 宣誓書の保存期間は、返還された日から5年とする。

(2) 周知啓発

- ・ 本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や民間事業者等への周知及び啓発に努める。

(3) 宣誓書受領証等を活用した行政サービスや対応

- ・ 本制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供する。